

## 子どもたちの未来を守るために

# 「茨城県子どもを虐待から守る条例」が施行されました

子どもに対する虐待が、深刻かつ重大な問題となっています。

茨城県の児童相談所における平成29年度の児童虐待相談対応件数は2,256件と過去最多となり、全国的にも、虐待により子どもの尊い命が失われる事件が後を絶ちません。

このような事件を防止するため、「茨城県子どもを虐待から守る条例」が、平成31年4月1日に施行されました。この条例を基に、行政や県民、関係機関などが一体となって、児童虐待防止対策を推進していきます。

お問合せ 県青少年家庭課 ☎029 (301) 3258

### 身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

### 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

## 児童虐待とは

### ネグレクト

(養育の怠慢・拒否)

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス：DV) など

## 「茨城県子どもを虐待から守る条例」のポイント

### 【基本理念】

何人も、虐待を決して行ってはならず、また、許してはならない

### 【保護者の責務・対応】

- 子育てについての責任を深く自覚する
- 体罰及び虐待を行わないよう、子育てについての正しい理解を深める
- 子どもの安全確認に協力する

### 【県における虐待防止の主な具体策】

- 虐待の予防、早期発見、早期対応
- 子どもへの支援、保護者を孤立させない社会づくり
- 児童相談所の体制強化、虐待対応にかかる人材の確保・育成

### 【本県独自の規定】

- 児童相談所が把握した全ての児童虐待事案を警察に情報提供
- 支援をしている家庭の転出・転入などの場合における適切な引き継ぎ
- 児童福祉司等の国基準を超える人数の配置などによる児童相談所の体制強化

## 【気になるとき、困ったときは】

虐待が疑われるときや子育てについて悩んだときは、市町村の児童福祉担当課や最寄りの児童相談所にご相談ください。ご相談・ご連絡の秘密は守られます。

- 中央児童相談所 ☎029 (221) 4150
- 日立児童分室 ☎0294 (22) 0294
- 鹿行児童分室 ☎0291 (33) 4119
- 土浦児童相談所 ☎029 (821) 4595
- 筑西児童相談所 ☎0296 (24) 1614

お近くの児童相談所につながる短縮ダイヤルもご利用ください。

※一部のIP電話はつながりません。  
※通話料がかかります。

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。  
**虐待かもと思ったら  
すぐにお電話をください。**

児童相談所 全国共通 8桁ダイヤル

いち はや く  
**1 8 9**

お住まいの地域の児童相談所につながります。  
連絡は匿名で行うことも可能です。  
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

また、妊娠や出産の悩みについての専門相談窓口もあります。

- すこやか妊娠ほっとライン  
☎029-221-1124